

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進方策

1 計画の推進に当たっての留意点

本計画は、主に市街地（市街化区域）を対象とし、都市構造とその使い方を見直し、長期的に集約型の都市づくりに転換を図ることを目的とした計画です。また、本市は魅力ある田園地域が展開されており、これらの地域の土地利用や暮らし方も併せて検討する必要があるため、本計画と並行的に見直しを進めている「つくばみらい市都市計画マスタープラン」において、全市的な都市づくりのあり方と実現に向けた必要な施策を検討しています。

また、本計画を検討する過程で判断の基準となった都市計画の指定や様々な災害の指定などにおいて、新たな指定や変更、見直しが行われた場合、その内容と本計画の基準に基づいて、適宜、計画を見直します。

また、本計画や都市計画マスタープランの具体的な推進では、「第2次つくばみらい市総合計画」や「つくばみらい市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」のほか、医療・福祉・子育て・行政運営などの関係部局と調整・整合を図ります。

なお、本計画が目指す都市構造などを実現するためには、茨城県（総合計画地域別構想、都市計画マスタープラン）や、つくばみらい市都市計画区域マスタープランおよび周辺の各自治体（つくば市、常総市、守谷市、龍ケ崎市、取手市）などと歩調を合わせる必要があり、本計画の考え方や設定方法等と共有・整合が図られるように情報発信を行い、集約型の都市構造が広域的に構築されるよう調整を促します。

2 計画の進行管理

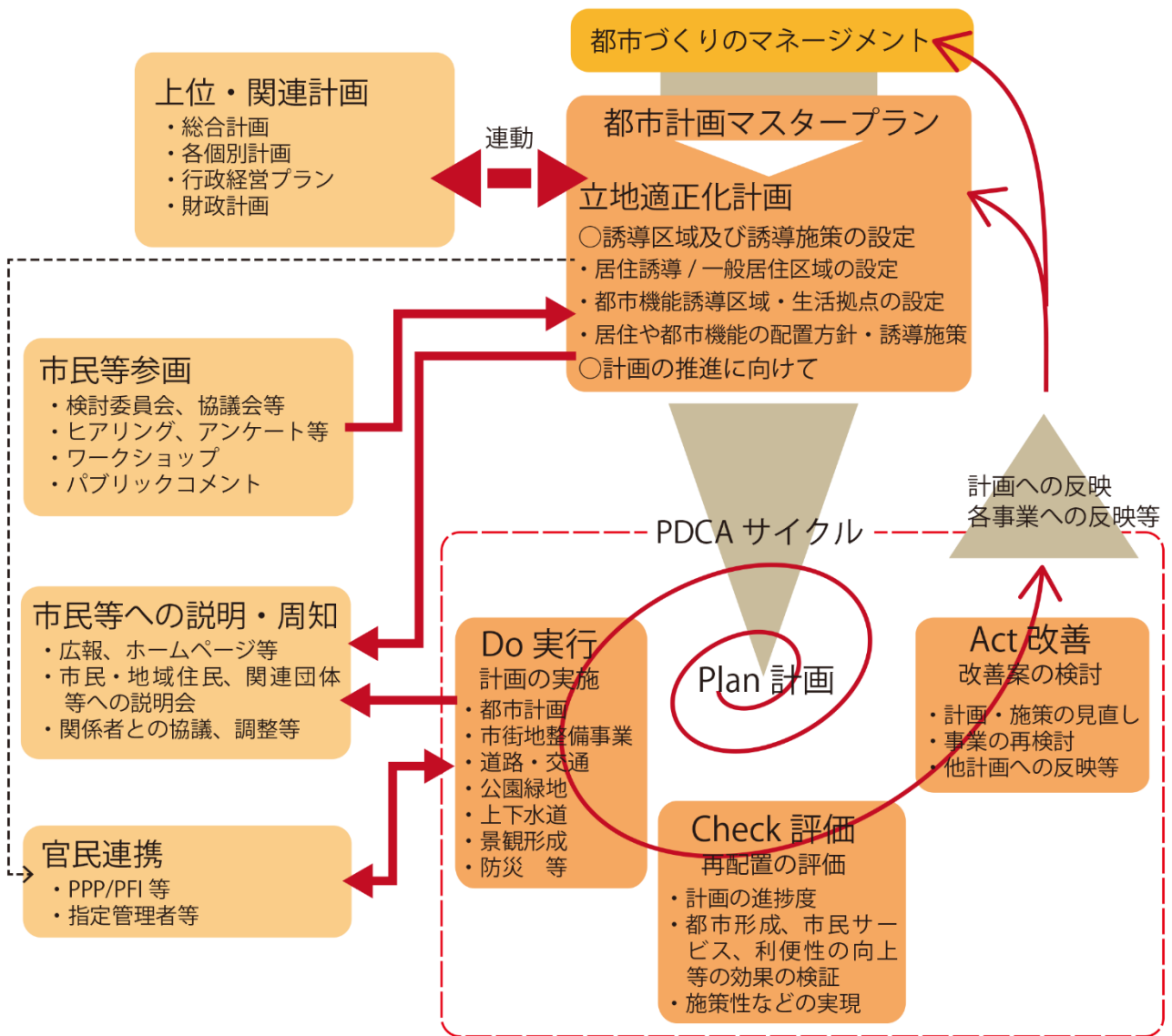
本計画は、約20年後の2040年（令和22年）を目標年次としています。これまで、市町村合併などにより拡大してきた地域を、つくばみらい市都市計画マスタープランで検討した将来都市構造などに基づき、将来を見据えた適切な都市構造に見直すものです。

このことから、関連する施策を具体化していくためには、さらに長期的な取組が必要と考えられ、その過程においては、計画の進捗を定期的に検証・評価し、社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直し等を踏まえ、適宜、都市計画マスタープランと一体となった見直しを図る必要があります。

計画の見直しは、都市計画基礎調査（概ね5年に1度実施）などの調査や市全体のまちづくりの方向を定める総合計画やまち・ひと・しごと創生戦略・人口ビジョンなどを見直しと連動して、定期的に検討することを基本とします。また、災害に対する住民の安全を確保するため、ハザードエリアの見直しがあった場合には、必要に応じて居住誘導区域の見直しを検討します。

その過程や結果を市民に公表することで、都市に関わる変化やその対応について官民で共有し、市民や企業の主体的な参画のもと、取組の推進を図っていきます。

なお、計画の見直しにあたっては、住民等と意見交換を行う環境の整備を図ります。



3 圏域における広域連携の推進等

今後の人口減少下においても活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏の形成や、つくばエクスプレス沿線都市圏、広域な圏域内の都市機能等を戦略的に確保する取組み等について、調査研究を検討します。人口の縮減とともに、都市圏全体で維持できる行政サービスや施設の全体量縮減も考えられる中、自治体がそれぞれフルセットの行政を行うのではなく、都市機能（公共施設、医療・福祉、商業等）の役割分担を圏域全体で必要なサービスが提供できるようにするための広域連携の推進を図っていきます。

2 目標指標の設定と期待される効果の定量化

本計画の将来像の実現にあたっては、中長期的な人口や市街地の変容が想定され、様々な取組を段階的に進める必要があります。本計画の目標年次である 2040 年は第 1 ステージとして位置づけられ、まずは“中心市街地をはじめとした拠点への居住や都市機能の誘導の促進”が重要になります。

そのため、居住や都市機能の誘導を図る“居住誘導区域”において、次の指標を設定し、計画の進捗管理や目標の評価・検証を継続的に行うこととします。なお、今後の計画の見直しとあわせ、安全・安心や環境、行財政のほか、都市の魅力や活動などに関する目標指標の追加や変更などにより、計画の実現による効果を市民が分かりやすく理解できるよう、引き続き検討します。

1 居住に関する目標

本市の将来における居住の柱として人口密度を維持することで、日常生活に必要な都市機能や一定水準の公共交通サービス等の多様な移動手段を確保し、自動車での移動に頼ることなく、安全・快適に暮らすことができる環境を目指します。将来推計では、居住誘導区域内の 2040（令和 22）年の人口密度は 52.1 人/ha と予想されていますが、人口の受皿となる面整備の実現性等を加味し、2040（令和 22）年の人口密度は、現状維持とします。

指標		現況値（2015(平成 27) 年)	目標値（2040(令和 22) 年)
人口密度※	居住誘導区域	42.4 人/ha	現状維持

※国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の推計方法（「都市構造の分析」における将来人口の推計）に基づき、現況（2015 年）と将来（2040 年）において、国勢調査の小地域単位で推計した人口を 100m メッシュの可住地に配分した結果を、居住誘導区域で集計し、人口密度を算出した。

2 都市機能に関する目標

日常生活に必要な都市機能については、前述に示す通り、医療や商業、金融、教育機能などが考えられ、これらの都市機能が徒歩で移動できる範囲に存在することにより、自動車での移動に頼ることなく、安全・快適に暮らすことができると考えられます。また、これらの都市機能は人口密度の維持と相まって維持されることから※2、前述の人口密度の目標と整合を図り、徒歩圏内の都市機能の維持を目指します。なお、日常生活に必要な施設としては、医療施設と商業施設※を位置づけます。

※金融施設はコンビニエンスストア等の ATM で対応できるほか、教育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）は送迎者（主に親）の就業と合わせ自動車での送迎が多くを占めるため、目標指標から除外した。

※「第 2 章 都市構造の分析」－「1 都市構造の分析」－「(1) 生活利便性」

医療施設：医療施設は 病院（内科及び外科）及び診療所 を 対象とした。

商業施設：商業施設は スーパー 百貨店を対象とした。

指標		現況値（2015(平成 27) 年)		目標値（2040(令和 22) 年)
居住誘導区域内における日常生活に必要な施設の徒歩圏面積カバー率（医療・商業施設※）	医療施設	300m	20%	現状維持
		1000m	81%	
	商業施設	300m	22%	現状維持
		1000m	90%	

3 交通に関する目標

自動車に過度に依存しない都市構造の実現に向け、公共交通重要路線沿線の人口密度の維持および公共交通サービスの向上により、公共交通利用者の増加を図り、誰もが移動しやすい環境を目指します（目標値は、交通戦略等で定める目標値との整合を図り設定）。

※「第2章 都市構造の分析」－「1 都市構造の分析」－「(1) 生活利便性」

基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率：日 30 本以上の運行頻度の鉄道・バス路線を対象とし、駅徒歩圏 800m、バス停徒歩圏 300m と設定した。

指標	現況値（2015(平成 27) 年)	目標値（2040(令和 22) 年)
基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率※	徒歩圏 27%	徒歩圏 32%

※徒歩圏人口カバー率＝施設徒歩圏人口÷都市人口

4 目標達成により期待される効果の定量化

①居住や都市機能の誘導

災害リスクの低い地域へ居住や都市機能の誘導を促し、安全で利便性が高く暮らしやすい場所に公共施設等が充足したコンパクトな居住地が形成されていることを人口密度と建築数により確認します。

②生活利便施設の維持向上（公共交通サービスの維持）

都市機能や居住の誘導効果により、都市機能誘導区域にアクセス可能な公共交通路線が形成されていることを鉄道乗降客数やコミュニティバスの乗降客数・運行間隔により確認します。